

北九州市建設リサイクル資材使用指針

（目的）

第1条 この指針は、北九州市建設リサイクル資材認定委員会（以下、「委員会」という。）において認定された建設リサイクル資材（以下、「認定資材」という。）について、北九州市が発注した公共工事（以下、「市発注工事」という。）での利用促進を図るため、必要な事項を定める。

（指針の運用）

第2条 市発注工事に携わる市担当者、建設コンサルタント、工事受注者は、本指針に従って当該工事を実施しなければならない。

2 本指針は、認定資材の使用について定めるものであり、他の建設リサイクル資材の試験的使用等を妨げるものではない。

（積極的使用）

第3条 認定資材は、資材の特性、価格、使用条件等を総合的に検討したうえで、積極的に利用促進を図るものとする。

2 市発注工事で使用する場合、市担当者は仕様書等の作成に当たって、認定資材に関して必要な事項を明記するものとする。

（指定使用）

第4条 認定資材が、同一品目内において次の各号を満たすとき、原則としてその品目の認定資材を指定して使用（以下、「指定資材」という。）するものとする。

- (1) 認定資材の価格が従来資材と同額以下であるとき。
- (2) 認定資材が3社以上あるとき。ただし、委員長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。
- (3) 認定資材の十分な供給が可能であるとき。

2 前項に基づき指定資材を使用する場合、事前に指定資材の品目を仕様書等で指定するものとする。

（代替使用）

第5条 仕様書等において指定資材の使用を指定したとき、従来資材に変更することはできない。ただし、指定資材の搬入時期及び使用量の関係等で入手困難な場合、その他やむを得ない事情があるときはこの限りではない。

2 指定資材を従来資材に変更しようとするときは、監督員は工事請負者から事情を聴取しその適否を判断するものとする。

付 則

- 1 この指針は、平成 1 8 年 1 1 月 2 0 日から施行する。
- 2 この指針は、平成 2 4 年 9 月 1 日から施行する。